

■第8回総会、2003年春季セミナー開催について

現在協会事務局では、標記セミナーの準備を始めています。今のところ以下が決まっています。

- 開催日  
平成15年3月13日(木) 13:30  
～14日(金) 12:00
- 場所  
東京・半蔵門「ダイヤモンドホテル」

●表題は、これでいこうと考えています。□

日本の農業！！  
“おもしろい時代” “たのしい時代”  
“たいへんな時代”  
時代は自分自身でつくるもの  
目指すべき農業のスガタをともに語り合おう！

ある会員さんからの今年の年賀状に書かれていた言葉です。

また、セミナーについては、米政策改革大綱・食の安全・ブランド農業・若手法人経営者の語らい・・・ということで進めてみたいと思っています。

若手向けセミナーの若手というのを30才代までに限定した場合、どれだけの会員さんが集まってくれるのか、内容はどうしたら・・・などと悩んでいます。

とにかく、全国の会員さん方が参加して頂けるよう準備していこうと思います。  
多くの会員さん方の参加をお願いします。

「AgriBusiness 経営塾」132号

2003年1月23日発行

発行：  
社団法人 日本農業法人協会  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34MTビル  
〒105-0001

Tel : 03-5156-0365  
Fax : 03-5156-0366  
E-mail : hojin@nca.or.jp  
HP : http://www.hojin.or.jp

# Agricultural Business

## No. 132

### 経営塾

#### 経営資源継承法人について (その2)

全国農地保有合理化協会  
| 調査役  
| 深谷成夫

さて、前回は地域の農業経営資源を継承する資源継承法人の育成のための二つの事業「地域農業構造改革緊急対策推進事業」と「農業法人等育成支援事業」について説明をしました。実際に負債農業者等の農地を経営資源継承法人が引き受けて地域農業の発展を図るためには、合理化事業の実施が不可欠であり、農地保有合理化促進事業や農業生産法人出資育成事業等を活用して合理化法人が経営資源継承法人を支援することが必要となつてきます。今回は、農地保有合理化事業の活用について説明します。

●経営資源継承法人の育成のための農地保有合理化事業の活用

(1) 合理化事業の活用

経営資源継承法人を必要とする地域としては、離農等により農地を売りたいが当面それを引き受ける担い手農業者がいないような地域が考えられます。したがって、経営資源継承法人は離農農家等から出てくる農地を円滑に取得し、農業法人として規模拡大を図り経営を維持発展させていく必要があり、そのためには合理化法人が取得した農地を、農地保有合理化促進事業による経営資源継承法人に対する一時貸付後の売却を行うか、農業生産法人出資育成事業により当該農地を出資し二十五年以内で持分を構成員に譲渡することが必要となります。

(2) 農業生産法人出資育成事業の要件緩和

農業生産法人出資育成事業は、農業生産法人の自己資本充実と円滑な経営規模

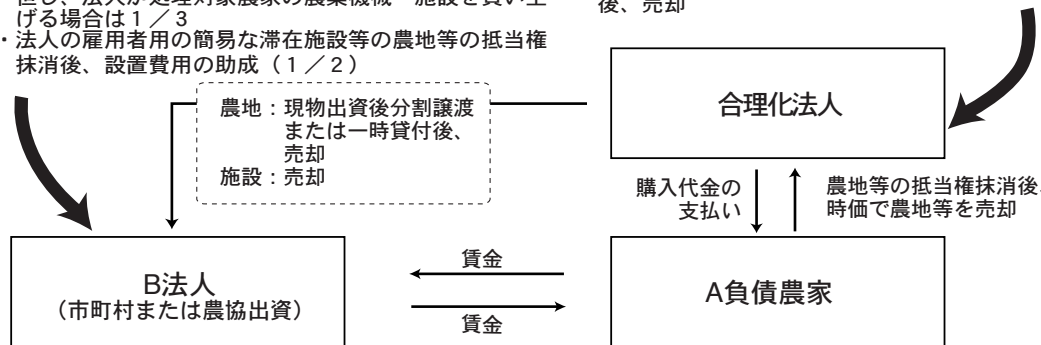
の拡大を支援するため、合理化法人が取得した農地を農業生産法人に現物出資し、その現物出資に伴い付与される持分を当該農業生産法人の構成員に計画的に分割譲渡(二十五年以内)していく事業です。本事業については、合理化法人が農業生産法人の運営を実質的に支配することを防ぐため、現物出資後の合理化法人に持分について構成員全員が有することに、なる持分の合計の二分の一以内とする要件がありました。

しかしながら、この要件の下では出資する農地面積が制限され効率的な事業の実施が困難となること、また、商法が改正され株式の所有をもって会社の支配を正すのではなく、議決権の保有が会社の支配を決定することになったこと等を踏まえ、この要件を現物出資後に当該農業生産法人の構成員が有することとなる議決権の合計の二分の一以内とする農地水産事務次官通知の改正が行われました。

(3) 合理化事業の対象となる経営資源継承法人の構成員の考え方

一般的に農地を合理化法人に売り渡した農業者が主たる構成員となる農業生産法人に対して農地の売渡等を行うことは、合理化事業のそのものの目的に合わないため事業対象には該当しないものと考えられます。しかしながら、経営資源継承法人が地域の農地を継承し地域農業を担っている場合、農地を処分した農業者が構成員となることもはじめに述べたように地域農業の維持発展上効果的な場合もあると考えられます。このため、次の要件を満たす経営資源継承法人については、事業対象としてさしつかえないという解釈を示す課長通知が出されました。

- 農業法人等育成支援事業
  - ・法人設立手続き費用の助成(定額)
  - ・加工・流通・販売への進出等の経営展開に必要な活動費の助成(定額)
- 地域農業構造改革モデル事業
  - ・農業機械・施設等の整備費用及び小規模な土地基盤整備費用の助成(1/2)。
  - ・但し、法人が処理対象農家の農業機械・施設を買い上げる場合は1/3
  - ・法人の雇用者用の簡易な滞在施設等の農地等の抵当権抹消後、設置費用の助成(1/2)
- 農業生産法人出資育成事業
  - ・買入れた農地を農業生産法人に現物出資し、出資により取得した持分を当該法人の構成員に分割(最長25年)して売り渡し
- 農地保有合理化促進事業
  - ・買入れた農地を農業生産法人に一時貸し付けの後、売却



※売却代金で債務の一部を返済

- 土地処分農業者(合理化法人に売り渡した農業者)が構成となる経営資源継承法人のうち合理化事業の対象となるものの要件
- 1 次に掲げる構成員の要件を満たすこと
    - ア 市町村又は農協が構成員になっていること
    - イ 農地保有合理化法人に所有農地を売り渡していない農業者(経営・生計を異にする土地処分農業者の後継者を含む。)が1名以上構成員となっていること
  - 2 土地処分農業者の有する持分又は株式の合計が、当該法人の持分又は株式(当該法人の設立時に、農業生産法人出資育成事業を活用して農地保有合理化法人からの出資を受ける場合には、その出資分を差し引く。)の二分の一以内で、かつ、議決権の合計が当該法人の二分の一以内であること
  - 3 土地処分農業者が当該法人の役員になつていないこと
  - 4 地域農業構造改革計画において、経営資源継承法人として明確に位置づけられていること